

法人格否認の法理による 預託金の返還

ることを主張できないとする「法人格否認の法理」という考え方が、判例で認められています（最判昭和四四年二月二七日民集二三巻二五五一頁、最判昭和四八年一〇月二六日民集二七巻九号一二四〇頁）。

一・本日の相談

夏の昼下がりに、そろそろお盆休みの予定が気になっているところへ、総務課の担当者が公平のもとを訪れた。

担当 実は、当社が法人会員としてYゴルフ場の会員権を保有しているのですが、今般、退会して預託金の返還を請求することにになりました。しかし、ゴルフ場側は、いま預託金を返還するとゴルフ場を維持できない、他の会員にも預託金を返還しておらず、一部の会員にだけ返還する訳にはいかない、などとして返還してくれません。

公平 そのような理由で返還を拒むことはできません。返還に応じなければ、法的手続きをとる旨伝えてみたらいかがですか。

担当 はい、もちろん内容証明郵便で請求を行い、法的手続きも辞さないことは伝えたのですが、今度は、預託金を受領した旧Y会社と現在の運営会社である新Y会社は別会社だから返還義務はないとの回答がありました。

務はないとの回答がありました。

公平 ほう、会社の登記は確認してみましたか。担当 はい、ここに登記事項証明書があります。確かに、当社が一五年前に会員となり預託金を支払った後、一〇年前に同じ名前の別会社が設立されています。旧Y会社の資産が、新Y会社に譲渡されたことと、当社が新Y会社に預託金の返還を請求する余地はないのでしょうか。

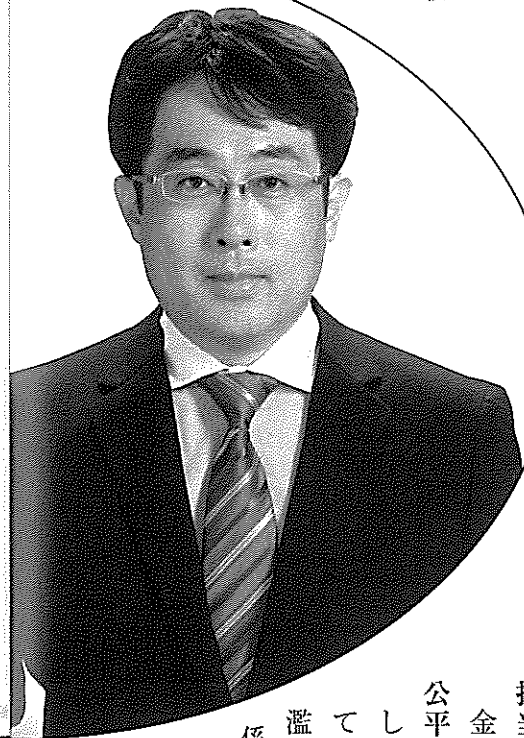
公平 いえ、これは経営不振に陥った旧Y会社が、債権者からの請求を拒むために濫用的に新Y会社を設立した可能性も考えられます。その様な場合、法人格が異なることを主張できないとする「法人格否認の法理」ですか？

二・法人格否認の法理

担当 「法人格否認の法理」ですか？
公平 はい、ご承知の通り法人格を有するA会社に対して債権を有する債権者は、別のB会社に対しては、これが関連会社だったとしても、請求することはできないのが原則です。しかし、実際には、B会社が形骸に過ぎない場合や法律の適用を回避するため濫用的に設立された場合には、法人格を否認する、すなわちB会社はA会社と別人格であると主張できない、とする考え方がです。

担当 それでは、新Y会社に対しても預託金の返還を請求できるのですか？

公平 はい、その可能性はあります。ただし、いわば法律で定められた原則を曲げて例外を認める訳ですから、新Y会社が濫用目的と言えるだけの具体的な事実関係を主張立証する必要がありますし、ハードルは高いと思っただ方が良いでしょう。



〈第22回〉 法務部員 公平太郎の 法務相談室

さとう あつし 佐藤 篤志
東京佐藤法律事務所 弁護士
1999年慶應義塾大学法学部卒業。2004年弁護士登録。国内自動車メーカー、法律事務所、信託銀行などを経て、2010年東京佐藤法律事務所開設。専門は金融法務を中心とした企業法務の他、契約締結交渉や契約書の作成、コンプライアンス、株主総会、労働問題などの一般会社法務に加え、行政規制、事業承継、M&A、倒産、税務問題など企業経営に伴う法律問題全般。

担当 分かりました、できることは何でもやりますので、何を確認したら良いのかご指導下さい。

三・本事例における法人格否認の法理の適用

公平 まず、登記事項証明から分かるのは、

①旧Y会社の本店は東京で、新Y会社の本店はゴルフ場の所在地なので、本店所在地は異なるものの、その名称は「Y」と全く同一で、Yゴルフ場の名称とも同じであること、また、②役員は、代表者と監査役が同一であり、その他の役員もYのグループ会社の役員が勤めており、新旧Y会社は、人的にも密接なつながりを有していると言えることが分かります。

担当 あと、③Yゴルフ場のプレイ代金の領収書や計算書では、受取人はYゴルフクラブとなっているし、振込先の口座名義もYゴルフクラブです。これでは、客からみたら新Yなのか旧Yなのか、見分けがつかいませんね。

公平 おっしゃる通りです。Yゴルフクラブの会則はどうなっていますか。

担当 「本クラブは株式会社Yが所有し、かつ経営するゴルフ場の諸設備その他附帯施設を利用」「本クラブの事務所は本店所在地に置く」とあります。

公平 そうすると、④新Y会社の所在地がゴルフ場所在地であることと併せて考えると、Yゴルフクラブの事務所は、新Y会社の本店所在地に置かれていると読むことができ、新Y会社がゴルフ場を所有し、かつ経営していると誤認する恐れがあると言えます。

担当 それでは、法人格否認の法理が適用されますか？

公平 その可能性はありますし、訴えを起す価値はありそうです。訴えは、新旧Y会社に対して、連帯して預託金の返還を請求することになります。

四・まとめ

今回は、バブル崩壊後、多くの問題が起きたゴルフ場の預託金返還請求の問題を取り上げました。

本件のモデルとなったのは東京地裁平成二七年一〇月八日判決ですが、被告が、新会社は設立当初から形骸に過ぎず一七年間なら実質的な活動もしていたといった主張した事案でした。そのため、判決でも一七年にわたって休眠会社を存続させているのは「もっぱら被告旧会社の利益のためである」としか考えられない」と認定されました。また、上記に挙げた①④の具体的な事情も、実際の裁判で認定された事情ですが、詳細な認定がなされています。

判決では、「設立当初より形骸化している被告新会社の法人格を借用して、被告旧会社の財産を被告新会社に形式的に帰属させたり、被告旧会社に対する強制執行手続が行われた際に財産の帰属を不明瞭にさせたりするために、被告新会社を濫用的に設立したものと推認せざるを得ない」として、旧会社と新会社は連帯して預託金の返還債務を負うとの結論に至っており、濫用的な設立であることを重く見た判決と言えるでしょう。

法人格否認の法理は、信義則を根拠として法律の例外を認めるものであり、いわば伝家の宝刀ですので、裁判で認定を勝ち取るためのハードルは高いと考えられます。しかし、一方で本件のように濫用的なケースもありますので、あきらめずしっかりと準備して臨むことが肝要であると考えられます。以上